

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年11月まで

私は、申立期間当時、A市（現在は、B市）で厚生年金保険に未加入の事業所で働いていたが、経済的な余裕が無かったので、国民年金保険料については、自分で納付できなかつた保険料の納付書を実家があるC市に帰省した際に持ち帰って、母親に納付してもらっていた。

申立期間の保険料も、母親が株式会社D銀行C支店で納付してくれたはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は17か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間に係る国民年金保険料を全て納付している上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、「子供たちの保険料は、私が納付していた。」と回答し、申立人の弟も、「保険料は母親が納付してくれていた。」と回答しているところ、オンライン記録によると、申立人の弟妹の国民年金被保険者期間に係る保険料は全て納付済みであることから、申立人の母親の納付意識は高かつたことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者及び20歳適用者に係る国民年金被保険者資格の取得日から、平成4年10月頃にA市で払い出され、申立人が20歳となつた3年*月に遡って被保険者資格を取得したことが推認できることから、当該手帳記号番号払出時点において、申立期間の保険料を現年度及び過年度納付することは可能である。

さらに、B市は、「申立期間当時、D銀行はA市指定金融機関（収納代理金融機関）ではなかつた。」と回答しているところ、D銀行C支店は、「平

成3年から5年当時であれば、指定金融機関（収納代理金融機関）となっていない市町村が発行した納付書を窓口を持参された場合も、一般的には手数料を取って収納していた。」と回答しており、申立人の母親が同行C支店で申立期間のうち平成4年4月から同年11月までの保険料を現年度納付したとしても矛盾は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

私は、20歳になり、短大も卒業することから、平成4年3月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同市役所で納付した記憶がある。

私は、広報誌で免除期間の保険料を追納できることを知り、平成16年6月に社会保険事務所（当時）に相談したところ、「免除期間の保険料を追納し、今後の保険料も全て納付すると、将来、満額の老齢基礎年金が受け取れる。」と説明され、2年間の免除期間に係る保険料を追納した。追納が終了した18年1月に、再度、社会保険事務所で確認したときも同様の説明だったので安心していった。

ところが、ねんきん定期便が届き、年金事務所で確認したところ、申立期間が国民年金の被保険者期間とされていないと回答を受けた。今まで何度も社会保険事務所に確認し、「未納は無い。」と回答を受けていたにもかかわらず、どうして申立期間の記録が無いのか信じられず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、再婚後の現在の姓で作りに替えたとする平成16年6月14日交付の年金手帳を所持しているところ、当該手帳に記載されている基礎年金番号は、申立人が申立期間後に厚生年金保険に加入したときに払い出された厚生年金保険被保険者記号番号で、国民年金の記録（第2号被保険者以外の被保険者用）欄に記載されている最初に被保険者となった日は、9年4月1日であることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間は基礎年金番号制度導入前であることから、保険料を納付するには申立人に国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、オンライン記録により、申立人の申立期間当時の姓、最初の婚姻時の姓で氏名検索を行っても、基礎年金番号以外の記録は見当たらず、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間に係る記録が訂正又は取り消された事実も確認できない。

さらに、A市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿を見ても、申立人の国民年金の被保険者記録はオンライン記録と一致しており、申立期間の記録は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する具体的な状況を記憶していない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。